

本編V 参考事項

総説

本編一
本編の位置づけ本編II
飼い主への普及啓発本編III
ペットの災害対策本編IV
災害時のペット支援本編V
参考事項

資料編

1

負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について

(1) 負傷動物、放浪動物の保護

自治体や現地動物救護本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、獣医師が必要な応急治療をする。負傷動物は、基本的に自治体等の動物救護施設に保護・収容するが、重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容を依頼する。

また自治体や現地動物救護本部等は、飼い主とはぐれたペットが被災地などに取り残された場合、動物の愛護の精神や、人への危害の防止と生活環境の保全の観点から、保護・収容などを実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署とペット対策を目的とした立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全の確保を優先しながら、保護・収容などを実施する。

放浪ペットを保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水が必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全に充分配慮し、設置場所、回収時間などを慎重に検討する。また設置した場所を記録し、回収漏れを防ぐ。さらに捕獲器には設置責任者と連絡先、飼い主からの依頼による設置であることを明示する。なお放浪ペットが保護できた際には、保護した現場に作業者の連絡先などが記載された保護カードを残すなど、飼い主に向けた措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物救護施設で収容するが、衰弱が激しい場合は協力動物病院へ搬送する。



保護カードの記載事例

犬の場合

- 保護した日時
- 保護した場所
- 犬のサイズ
- 犬の種類
- 保護時の首輪・服の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 自治体・警察への届出の有無
- その他の情報

猫の場合

- 保護した日時
- 保護した場所
- 猫の種類
- 保護時の首輪の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 自治体・警察への届出の有無
- その他の情報



保護カードとは（参考）

災害時の緊急避難などで同行避難できず、飼い主とはぐれたペットや放浪しているペットを保護・収容した際に、ペットを探しにくる飼い主のために、保護した者が、現在の所在をそのペットの特徴とともに記載して、保護した現場に残すカードのことを言う。

この場所で	犬	を 保護 目撃	しました！
保護・ 目撲日時	8月 21日 13時ごろ		
種類	雑種		
特徴	毛色・毛の長さ・大きさ・首輪・首輪の色や材質など 茶色、柴犬っぽい、青い首輪		
状態	元気そうに見えました		
保護・ 預かり場所	動物愛護センター・動物病院・ボランティア宅など		
団体・保護者名	電話番号		
○山 ○子	000-0000-0000		
写真（撮影できた場合、あとから追加貼付して下さい。）			
のりづけ欄			

produced by ANICE NPO 法人アナイス

保護カードの例



ペットを保護した現場に、ペットの種類や数、連絡先などの情報を残した例

[資料提供 : NPO 法人アナイス]



負傷動物の救護対応事例

岩手県（東日本大震災）

震災直後に保護すべきペットが増加したが、公的施設の収容頭数に限りがあったこと、またペットの受入れが可能な民間ボランティアの施設

が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院を一時的な保護収容施設として活用した。

県動物救護本部は動物病院に多数のペットが保護され、動物病院の本来の機能である負傷動物の治療などに支障をきたさないように調整した。



拠点動物病院での一時保護動物（岩手県宮古市）

(2) 一時預かり

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼養できなくなった飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設や動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅など、状況に応じた体制を確保する。

ペットを受け入れる際にはマイクロチップの挿入などの個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理する必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先などを文書にし、飼い主からは署名をもらい、飼い主の責任をより明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活が大多なストレスとなることを説明して理解を得、できる限り早期に引き取るよう飼い主に依頼する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。



飼い主からの一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かり動物については、飼い主に対して、アンケートにより今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約の更新時には、飼い主の飼養継続に係る意思確認を実施した。

動物	犬・猫・その他()		動物台帳番号
年齢	性別	雌・雄	旧整理番号
名前	体色		MC番号

動物の一時保護契約書

○○災害動物救援本部（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次のとおり動物の一時保護契約を締結する。

第1条 乙は○○災害により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保護を甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。
2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することになったとき、又は放棄することが予測されることになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならぬものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく1ヶ月が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者（以下「一時里親」という。）に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時里親は、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保管施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。
2 一時里親への動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のため乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 ○○災害動物救援本部 本部長 ○○ ○○ 印
乙 住所

避難先住所

電話

氏名 印

一時預かり契約書の書式（東京都）

(3) 公示と飼い主への返還

自治体や現地動物救護本部等は、保護されたペットを、元の飼い主に返還するために、保護動物の情報を積極的に公表する。広く情報提供ができるウェブサイトを活用することは効果的だが、避難所や応急仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを利用できる環境がない方もいることから、避難所や応急仮設住宅の掲示板や回覧板も利用するとよい。

できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には、自治体は通常よりも長い期間公示する場合が多い（約2週間～1か月程度）。また返還の際には取り違いなどが起こらないように確認体制を整えることが必要である。



飼い主への返還の事例

■ 飼い主探しの事例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では発災当初、保護しているペットの情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応した。また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集出来るようにし、保護された動物を早く飼い主の元に返すよう努力した。



掲示された迷子動物の情報（仙台市）

■ 飼い主への意思確認の事例

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部では、動物救護施設で一時預かりしているペットについて、預かり期間が長期化している飼い主に電話で今後の飼養についての意思を確認した。その際に、ペットの様子や病状を報告すると共に、預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼養することが難しい状況であれば、所有権の放棄が必要になることを説明した。

（4）譲渡

自治体や現地動物救護本部等は、保護したペットのうち、公示手続き等を経ても所有者が明らかにならなかつたペットや、飼い主が所有権を放棄したペットを、新たな飼い主に譲渡する。

譲渡する場合には、適正な飼養管理ができる状況かどうかを、譲り受ける希望者に確認するとともに、譲渡対象動物に飼養環境が適しているかどうかも判断する。

また、譲渡後に所有者が判明した場合を考慮して、新たな飼い主に対しては、本譲渡の趣旨を十分に理解してもらい、一定の期間以内に飼い主が判明した場合の飼い主への返還の一文を加えるなど、適切な譲渡手続きをする必要がある。さらに、譲渡先での適正な飼養の確認・相談などに備えて、関係自治体との連携などが重要になる。



事例

新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡会）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、震災後早くから、仙台市動物管理センターに収容された動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた。その結果、全国の個人や団体に適正な譲渡ができ、センター収容動物数も過密にならず、新たなシェルターを設置するには至らなかつた。



譲渡会の様子（仙台市）

2 動物収容施設を設置する場合の留意点等について

動物救護施設は、災害時に、飼い主からの一時預かりや、保護・収容した負傷動物や放浪動物を飼養管理する際に必要となる。

自治体等は、災害の規模が大きいなどで、保護動物の収容や管理が既存の保健所や動物愛護センターなどの活用だけでは不十分だと考えられる場合は、施設を増設するか、新たに設置する必要がある。新しく建築する場合は、あらかじめ選定しておいた候補地に施設を設置する。

◆ 動物救護施設の設置、運営管理上の観点

- ・ 動物救護施設の設置とその状態
- ・ 動物救護施設の体制整備
- ・ 収容動物の飼養管理
- ・ 収容動物の健康管理
- ・ ボランティアの活用

(1) 動物救護施設の設置とその状態

災害時に必要な動物救護施設の設置に当たっては、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要となる。

動物救護施設のように多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症してしまうことが多いため、

飼養環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージに収容し、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分するなどがある。

一方、緊急対応が求められる災害の状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度の管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走対策、感染症対策（隔離など）、洗浄消毒などの飼養環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレなどが確保されていれば、飼養管理していく中の工夫次第で飼養環境を充実させることが可能である。

既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合には、保護・収容したペットの飼養管理場所を確保し、収容時の感染症の予防対策を十分に行う。

また、動物救護施設を増設または新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハウスなどの簡易な施設などの場合や、既存の空き施設を利用する場合などがある。



事例

動物愛護センター等既存の施設を利用した事例

仙台市動物救護本部（東日本大震災）

- 東日本大震災時には仙台市動物管理センターを中心に、負傷動物や逸走動物の保護・収容を行った。健常な動物については本部構成団体であるボランティア団体が一時預かりなどを行った。
- センター収容動物の譲渡会を早くから開催することにより、センター収容動物数が過密になることを防ぎ、新たなシェルターを設置することなく対応することができた。



仙台動物管理センター



センター内の飼養状況



事例

新たな施設を設置した事例

東京都・東京都動物救援本部 (東日本大震災東京都動物救援センター)

- 大震災で被災地から都内に避難してきた住民のペットの一時預かりなどを行うために、新たな動物救護施設が設置された。
- 飼育舎、事務棟、治療棟、犬用パドックなどを設置し、預かり動物の飼養管理、健康管理、返還・譲渡に係る業務を行った。
- 三宅島噴火災害時対応の経験を生かして、飼養管理者が使いやすい施設を設置するとともに、収容動物のストレス管理や感染症予防対策、逸走予防対策などで工夫した。



外観



出入り口には逸走防止の柵を設置



飼育舎には内部扉を配置



ドアに飼育舎内確認用の小窓を設置

(2) 動物救護施設の体制整備

既存の保健所、動物愛護センター等を動物救護施設とする場合は、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼養管理や健康管理を行う。

一方、動物救護施設を増設または新設する場合は、当該施設を運営管理する体制が別途必要となる。その際は、施設長や副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの飼養管理、健康管理（獣医療）などの実務を担う体制を作る必要がある。

人材の確保にあたっては、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等と連携し、獣医師や飼養管理などの常勤スタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。動物救護施設における役割分担の例を以下に示す。



動物救護施設における役割分担の例

事務管理班

自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務など

犬飼養管理班・猫飼養管理班

動物の飼養管理（給餌・給水などの世話、食欲や排泄、身体の異常などの健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材など）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理、譲渡適正の判断など

健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種など、マイクロチップの装着、不妊去勢措置の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導など

(3) 収容動物の飼養管理

収容動物の飼養管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた、最低限必要な人数を常勤スタッフとして確保するよう努める。

飼養管理にあたっては、個体ごとの情報が管理できるように、毎日の世話をを行う際に記録簿に記入し、当該動物の状況について、それぞれの飼養管理者が把握できるようにする。

(4) 収容動物の健康管理

動物救護施設での収容動物の健康管理と治療などは、獣医師が行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の派遣などによるが毎日診察できる体制を取ることが望ましい。

また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない時や、収容動物が重症の場合などは、近隣の動物病院へ搬送する。

（治療などに関する様式は、資料 17～18 を参照）



事例

健康管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、動物の健康管理と治療のために、都獣医師会から毎日1名の会員が派遣され、平成13年3月29日から平成14年3月21日までの間に、延べ380名の獣医師が従事した。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部の第1シェルター（福島県飯野町）、第2シェルター（福島県三春町）では、シェルター毎に医療担当部門責任者として専任獣医師1名が福島県獣医師会から派遣され、被災動物の受け入れや収容動物の健康管理と治療にあたった。



福島県動物救護本部第2シェルターにおける治療の様子

（5）ボランティアの活用

動物救護施設では、事務や収容動物の飼養管理などの作業を担うボランティアが必要な場合がある。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミやウェブサイト、公報やイベントなどを活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校の学生などに人材の派遣を要請するなど幅広い募集活動を行う。

また、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合もあるため、咬傷事故が起こるおそれもあることから、ボランティアの受け入れにあたっては、自治体または現地動物救護本部等でボランティア保険などに加入する。

なお、日頃から飼養管理を行う常勤スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどして、咬傷事故の発生防止に努める。



ボランティアの仕事内容の例

● 収容した動物の世話

給餌・給水、運動（散歩など）、健康チェックなど

● 収容した動物の身の回りの世話

動物舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理

動物の敷物などの洗濯・管理など

動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）

● 動物救護施設の運営維持

ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど

動物救護施設の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）

● 事務

飼い主との連絡調整（面会、引き取りなど）

ボランティアとの連絡調整

支援物資の管理や要請

ホームページの運営など



動物救護施設におけるボランティアミーティング
(東日本大震災：福島県)

3 広報・普及啓発

人とペットの災害対策を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないよう、広報内容を十分に検討し、関係団体との情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

広報の実施では、情報を一元的に管理し隨時広報することが必要であり、これにより人とペットの災害対策への関心と正確な理解が得られるとともに、被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることなる。

自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正な飼養の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本部等が実施している動物救護活動の情報などについて、定期的に広報し普及啓発をする。また、ウェブサイトなどを活用して、広く国民に対し人とペットの災害対策に係る情報を提供する。



広報・普及啓発の例

- 避難住民に対する啓発活動
- 保護動物に係る情報提供
- ペット対策活動に関する情報提供
- 社会に対する活動状況報告

(1) 避難住民に対する啓発活動

自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所や応急仮設住宅での飼養ルールや適正飼養に関する啓発活動を行う。

ウェブサイトなどを活用する方法のほか、避難所や応急仮設住宅では、ウェブサイトを見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用など、紙媒体による広報を行う。



インターネット以外の手法を活用した 啓発活動の事例

仙台市（東日本大震災）

停電により、避難所などの広報は全て手書きの掲示で対応した。

岩手県（東日本大震災）

避難所には保健師などのチームが巡回していたので、そのチームに協力を依頼し、避難所でのペット飼養上の問題点などがあれば報告してもらい、それを受けて広域振興局保健福祉環境部・センターが指導を実施した。

岩手県山田市（東日本大震災）

動物病院や獣医師から、一時預かりなどの支援情報を避難所に提供したことにより、被災者が利用した。

(2) 保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪ペット等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報を提供する必要がある。

飼い主は避難所などに避難している場合が多いので紙媒体での情報提供も行う。保護動物は、長期の放浪により、飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

(3) ペット対策活動に関する情報提供

災害時のペット対策活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いように努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めればよいのかがわかるように、支援情報や連絡先などを広報するとともに、県内外に避難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、ペット対策活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、ペット対策活動に関する情報は、マスコミの協力やウェブサイトなどを活用して広く国民に情報提供する。



ウェブサイトにおける情報発信例

- ペット対策活動の状況報告
- 保護した動物の情報
- 行方不明動物の情報
- 譲渡対象動物の情報
- ボランティア、救援物資、義援金の募集
- 義援金の使途



事例

保護動物に係る情報提供の事例

総説

本編I
本編II
本編III
本編IV
本編V

北海道（有珠山噴火）

動物の写真入りポスターを作成し、避難所、役場などに掲示することで、より多くの飼い主を見つけることができた。

福島県動物救護本部（東日本大震災）

福島県動物救護本部のウェブサイトに、保護した動物の情報を写真入りで掲載した。



福島県動物救護本部のウェブサイト掲載例

本編I
本編II
本編III
本編IV
本編V本編I
本編II
本編III
本編IV
本編V本編I
本編II
本編III
本編IV
本編V

（4）社会に対する活動状況報告

広く国民に活動状況を周知することで、シェアや拡散により支援の輪が広がる、所有者の判明につながるなどのメリットがある。また災害に備えることの重要性を実感することによる、自助対策の普及啓発につながる。

参考事項

資料編